

平成 29 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 29 年 5 月 17 日(水)

三田共用会議所 大会議室

○警察庁犯罪被害者支援室 淡路総括補佐

1. 国外犯罪被害弔慰金等支給法の施行について

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律は、昨年（平成 28 年）6 月 1 日に成立し、11 月 30 日から施行されています。

犯罪被害給付制度の給付対象外であった、日本国外において犯罪行為により死亡した日本国民（永住者は除く。）の遺族に対して、国外犯罪被害者 1 人当たり総額 200 万円の国外犯罪被害弔慰金が、障害等級第 1 級相当の障害を負った日本国民に対して、100 万円の国外犯罪被害障害見舞金が、それぞれ支給されます。

今回の会議で改めて御確認いただきたいのは、同法第 19 条に規定する戸籍事項の無料証明についてです。市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができるとされております。引き続き、適切な運用に御留意いただきたいと存じます。

また、戸籍の無料証明の根拠となる条例等が制定されていない場合には、犯罪被害者等の負担軽減の観点から制定に御尽力いただくようお願いいたします。

2. 性犯罪被害者相談電話番号の統一化について

「第 3 次犯罪被害者等基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられました。

これを踏まえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（# 4 桁番号）を導入し、性犯罪被害者相談電話番号の全国統一化を図ります。

これにより、

- ・ シンプルな全国共通の性犯罪被害者相談電話番号の導入により、相談窓口の認知度がアップ
- ・ 相談者にとって相談窓口へのアクセスがより容易になることにより性犯罪被害の潜在化防止等の効果が期待されます。

現時点で具体的な 4 桁番号、運用開始時期、広報方法についてはお伝えできる段階ではありませんが、夏頃の開始に向けて本格的な準備を進めております。

3. その他

犯罪被害者の方々のお話を伺うと、既存の制度を十分に活用できないまま、本来受けられるべき支援を受けられていないケースも見られます。例えば、警察庁の調査結果によると、犯罪被害によって医療を受診した際、限度額適用認定証を利用せずに高額な窓口負担をしたケースも複数ありました。各都道府県において警察を始めとする関係機関との連携により、生活支援を始めとする支援が適切に行われるよう、引き続き御配慮をお願いいたします。